

軽自動車税の納税通知書を
発送します

納期限 5月31日(火)

期限内の納付をお願いします。
税金の納付は、納め忘れのない
口座振替で！

軽自動車税の税率が、 改定になりました

新たな税率は、下記の表で確認してください。軽自動車については、
最初の新規検査などにより、税率が異なります。

問い合わせ先 税務課 (☎43-7121)

原動機付自転車

車種区分		税率
原付	50cc以下	2,000円
	50cc超 90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円

二輪の軽自動車および二輪の小型自動車、小型特殊自動車

車両区分		税率
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車 (250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	その他	5,900円

三輪・四輪の軽自動車

車種区分	平成27年4月1日以降の新車				平成27年3月31日までに 初度検査を受けた軽自動車			
	標準税率 (平成28年度分 以降の各年度の 税率)	グリーン化特例 (軽課税率) (取得の翌年度に限りま)			経年車以外	経年車重課		
		①	②	③				
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円		
四輪 以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円

三輪・四輪の軽自動車税 の分類

最初の新規検査により適
用される税率が異なります。

グリーン化特例(軽課税率)

平成27年4月1日から平
成28年3月31日までに、新
車で新規取得した四輪以上
および三輪の軽自動車が、
排出ガス性能および燃費性
能に優れた環境負荷の小さ
いものである場合、取得の
翌年度に限り税率を軽減し
ます。

① 平成28年度のみ軽減です。
電気自動車・天然ガス自
動車：平成21年排出ガス
基準10%低減車

② 乗用：平成17年排出ガス
基準75%低減達成かつ平
成32年度燃費基準+20%
達成車
貨物用：平成17年排出ガ
ス基準75%低減達成かつ

③ 乗用：平成17年排出ガス
基準75%低減達成かつ平
成32年度燃費基準達成車
貨物用：平成17年排出ガ
ス基準75%低減達成かつ平
成32年度燃費基準+35%
達成車

最初の新規検査とは、
自動車検査証の初度検
査年月のことです。
軽課税率を受ける場
合でも、申請などは必
要ありません。納税通
知書で税額をご確認く
ださい。

ス基準75%低減達成かつ
平成27年度燃費基準+15%
達成車

※②、③については、ガソ
リンを内燃機関の燃料とす
る軽自動車に限りま。燃
費基準は、自動車検査証に
記載されています。

経年車重課

環境への負荷低減に資す
るための施策を進めるため
最初の新規検査から13年を
経過した車両について、重
課税率を適用します。

今年度の該当になる車両
は、最初の新規検査が平成
14年以前の車両になります。
燃料の種類が電気、天然
ガス、メタノール、混合メ
タノール、電力併用の軽自
動車は除きます。